

東陽支所だより

発行：八代市東陽支所 編集：東陽支所地域振興課 (Tel.65-2111) 発行日：令和7年6月1日

《東陽町の人の動き》

【世帯数】 797世帯
【人口】 男 854人
女 907人
合計 1,761人

(令和7年4月30日現在)



4月25日(金)、東陽小学校にて交通安全教室が開催されました。低学年は、体育館で受講後、グラウンド内の仮設コースを使用し、交差点での安全確認の仕方や横断歩道の渡り方を学び、実際に校外に出て、信号機のある交差点で体験学習をしました。高学年は、体育館で自転車での交通ルールを学び、グラウンド内の仮設コースを実際に自転車で走行し、安全な運転の仕方について再確認をしました。

東陽小交通安全教室の開催 交通安全ルールを守ろう！



まちの話題



4月4日(金)、春の全国安全運動出動式にて交通安全功労者等への表彰が行われ、交通安全運動に寄与したとして交通安全功労団体で東陽校区婦人会が表彰されました。

交通安全功労者表彰



5月18日(日)、東陽スポーツセンターにて小中合同運動会が開催されました。雨でグラウンドが使用できない中、小中学生の親睦を深めることができました。また、成長を見守る先生や家族にとっても、記憶に残る大会となりました。

東陽小中合同運動会開催 繋がれ、スマイル全開東陽っ子の絆

指定暑熱避難施設
クーリングシェルター
COOLING SHELTER



東陽交流センター
せせらぎのロビー

4月第4水曜日から10月第4水曜日までの期間「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合に、危険な暑さをしのげる場としてクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)が設けられています。東陽校区では、「東陽支所」、「東陽交流センターせせらぎ」、「東陽コミュニティセンター」が指定されております。ご利用下さい。

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を開設しています



5月8日(木)、『令和7年度NPO法人八代市スポーツ協会表彰式』が行われ、ランドゴルフ推進に貢献したとして東陽町からは白石善吾さん(杉の本)に授与されました。

スポーツ功労者表彰 ランドゴルフ協会推薦

■金婚夫婦を表彰します

【対象】

- ①昭和50年1月1日～昭和50年12月31日までに結婚又は婚姻されたご夫婦
- ②昭和49年以前に結婚又は婚姻をされたご夫婦で、これまでに金婚夫婦表彰を受けたことがないご夫婦

【申込期間】

6月2日（月）～7月4日（金）

【申込場所】

- ・高齢者支援課（本庁舎1階）
- ・東陽支所地域振興課 市民福祉係
- ・東陽コミュニティセンターの窓口

【申込方法】

申込場所に設置してある申込用紙に記入し提出してください。

【式典開催日】

令和7年9月下旬予定

【問合せ先】

- ・高齢者支援課 高齢者福祉係 ☎33-4436
- ・地域振興課 市民福祉係 ☎65-2113



■農業集落排水の接続及び浄化槽の設置等の募集について

東陽町では河川等の水質保全や住みよい生活環境及び緑豊かな自然環境を未来の子どもたちへ残していくため、農業集落排水及び浄化槽の接続・設置を進めています。

まだお済みでない方は、早期の接続及び設置をご検討いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

- ・地域振興課 市民福祉係 ☎65-2113
- ・下水道建設課 維持管理係 ☎33-4458



■気象警報発令時の支所対応について

大雨や洪水警報などの気象警報が発令された場合は、支所職員が24時間体制で待機しています。道路への土砂流出や風倒木、住宅への浸水など、災害やその他異常事態が発生しましたら、すぐに連絡をお願いします。

【問合せ先】

地域振興課総務振興係 ☎65-2111

■いまも現役一時を越える！ めがね橋と種山石工

国宝通潤橋を始めとする熊本を中心とした石橋群の歴史的成り立ちやそれらを作った熊本の種山石工等について、石匠館の上塚寿朗館長により3回にわたって詳しく講演いたします。

会場：八代市東陽石匠館

日時

令和7年7月26日（土）「石橋の歴史前期」
令和7年8月 9日（土）「石橋の歴史中期」
令和7年8月23日（土）「石橋の歴史後期」
14:00～16:00（開場13:30）

定員：30名

講師：上塚寿朗 石匠館館長

参加費：参加費は無料ですが、石匠館の入館料310円×3回分が必要となります。

申込方法：以下のQRコードから、またはお電話で石匠館まで（☎65-2700）



(URL: <https://logoform.jp/form/zis6/1042609>)

【お問合せ先】

八代市東陽石匠館
熊本県八代市東陽町北98-2
☎65-2700
主催：日本の石橋を守る会・八代市東陽石匠館

■市税等の納期について

6月10日（火）納期限のもの

- ◆農業集落排水使用料 5月（4月使用分）
- ◆浄化槽使用料 5月（4月使用分）

6月30日（月）納期限のもの

- ◆市県民税 1期
- ◆国民健康保険税 3期
- ◆介護保険料 3期
- ◆簡易水道使用料 6期（5月使用分）
- ◆後期高齢者医療保険料 随期



※口座振替をご利用の方は、事前に口座の残高をお確かめください。

※納付が遅れる場合は、必ず地域振興課までご連絡、ご相談ください。

【問合せ先】 地域振興課 65-2113